

令和3年1月4日

## 修正対象物品の令和2年度における輸入基準数量

令和3年1月1日に包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が発効したことに伴い、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第1項の規定に基づき、令和3年1月1日以降の令和2年度における修正対象物品の各輸入基準数量は、下記のとおりとする。

### 記

#### 1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項	概要	国・地域	輸入基準数量
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	140,000 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	205,000 トン

#### 2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP（TPP11））

項	概要	国・地域	輸入基準数量
3	牛肉	発効国全体	613,600 トン
4	豚肉	オーストラリア	813 トン
5	豚肉	カナダ	273,815 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン
13	豚肉	メキシコ	120,757 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	19 トン
15	豚肉調製品	カナダ	33 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	8 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン
24	ホエイ（乳たんぱく質 25%未満）	発効国全体	5,667 トン
25	ホエイ（乳たんぱく質 25%以上 45%未満）	発効国全体	5,056 トン
26	オレンジ	発効国全体	39,000 トン
27	SPF 製材	カナダ	1,636,000 m <sup>3</sup>
28	パーティクルボード	ニュージーランド	67,200 m <sup>3</sup>
29	OSB 等	カナダ	233,000 m <sup>3</sup>
31	合板	ベトナム	206,000 m <sup>3</sup>

33	針葉樹合板	カナダ	7,200 m <sup>3</sup>
35	針葉樹合板	ニュージーランド	62,400 m <sup>3</sup>

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日欧EPA）

項	概要	国・地域	輸入基準数量
37	牛肉	欧州連合	45,056 トン
38	豚肉	欧州連合	387,980 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	5,076 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	欧州連合	2,611 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	欧州連合	2,267 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）

項	概要	国・地域	輸入基準数量
44	牛肉	アメリカ合衆国	242,000 トン
45	豚肉	アメリカ合衆国	305,378 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	2,155 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	アメリカ合衆国	1,100 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	アメリカ合衆国	1,000 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	37,050 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定  
(日英EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量
51	牛肉	英国	11,264 トン
52	豚肉	英国	97,025 トン
53	豚肉調製品	英国	1,269 トン
54	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	英国	653 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	英国	567 トン
56	オレンジ	英国	1,500 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）別表第1に規定する項番号。
- ※「修正対象物品の令和2年度における輸入基準数量」（令和2年5月29日公表）に、上記5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）を追加し、下線部を変更。